社外取締役独立性基準について

当社は、社外取締役が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外取締役は 当社に対する独立性を有しているものと判断しています。

- ①過去 10 年間において、当社または当社子会社(以下「当社グループ」という。)の業務 執行者(注1)もしくは会計参与、監査役であったこと
- ②過去3年間において、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ③過去3年間において、当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者(注1)であったこと
- ④過去3年間において、当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者(注1)であったこと
- ⑤当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家であった
- ⑥過去3年間において、当社グループの現在の主要株主(注4)又はその業務執行者(注1) であったこと
- ⑦過去3年間において、当社グループが取締役を派遣している会社の業務執行者(注1) であったこと
- ⑧過去3年間において、当社グループから多額の寄付又は助成(注5)を受けている者又は 法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者(注1)であったこと
- ⑨上記①から⑧までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族
- (注1)「業務執行者」:業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- (注2)「当社グループを主要な取引先とする者」:直近事業年度におけるその者の年間連 結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者
- (注3)「当社グループの主要な取引先」:直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の額の支払いを当社に行っている者
- (注4)「主要株主」:総議決権の10%以上を保有する株主
- (注5)「多額の寄付又は助成」:個人の場合は年間 1,000 万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の 2 %を超えることをいう